

11の8 軽微変更該当証明書交付申請 1件につき次の表に掲げる額

区 分		手数料の額	
軽微変更 該当証明 書交付申 請	特定建築 物であっ て工場等 用途に供 する部分 を除いた 建築物の 部分	床面積の合計が 300平方メートル以内 のもの	省令第1条第1項第1号口に規 定する基準による審査にあつて は23,000円、それ以外に規定す る基準による審査にあつては 66,000円
		床面積の合計が 300平方メートルを超 え2,000平方メートル 以内のもの	省令第1条第1項第1号口に規 定する基準による審査にあつて は40,000円、それ以外に規定す る基準による審査にあつては 107,000円
		床面積の合計が 2,000平方メートルを 超え5,000平方メー トル以内のもの	省令第1条第1項第1号口に規 定する基準による審査にあつて は68,000円、それ以外に規定す る基準による審査にあつては 154,000円
		床面積の合計が 5,000平方メートルを 超え10,000平方メー トル以内のもの	省令第1条第1項第1号口に規 定する基準による審査にあつて は89,000円、それ以外に規定す る基準による審査にあつては 191,000円
		床面積の合計が 10,000平方メートル を超え25,000平方メー トル以内のもの	省令第1条第1項第1号口に規 定する基準による審査にあつて は108,000円、それ以外に規定 する基準による審査にあつては 226,000円
		床面積の合計が 25,000平方メートルを 超えるもの	省令第1条第1項第1号口に規 定する基準による審査にあつて は127,000円、それ以外に規定 する基準による審査にあつては 259,000円
		特定建築 物であっ て工場等 用途に供 する建築 物の部分	床面積の合計が 300平方メートル以内 のもの
床面積の合計が 300平方メートルを超 え2,000平方メートル 以内のもの	11,000円		
床面積の合計が 2,000平方メートルを 超え5,000平方メー トル以内のもの	30,000円		
床面積の合計が 5,000平方メートルを 超え10,000平方メー トル以内のもの	46,000円		

	床面積の合計が 10,000平方メートル を超え25,000平方メー トル以内のもの	58,000円
	床面積の合計が 25,000平方メートルを 超えるもの	71,000円